

日立市未来技術地域社会実装推進事業プロポーザル審査要領

1 目的

本要領は、日立市が公募する日立市未来技術地域社会実装推進事業プロポーザルにおいて提出された提案について、最適な候補者を選定するための方法、審査項目等を示すものである。

2 選考方法

(1) 審査期間

ア 本プロポーザル内容の審査については、日立市未来技術地域社会実装推進事業プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査委員会の委員が提案内容を審査する。

イ 審査委員会の設置要領は別に定める。

(2) 審査の方法

日立市未来技術地域社会実装推進事業プロポーザル実施要領に基づき審査を行う。

ア 審査は、「企画提案の内容」、「事業実施体制及び事業従事者の実績等」、「過去の実績等」、「見積金額」の審査項目の合計点（50点満点）で行う。

イ 合計点の配分

(ア) 企画提案の内容（配点30点）

| 審査項目 | 配点（審査委員ごと） |
|-------------|------------|
| ①取組方針 | 5点 |
| ②未来技術の提案内容 | 5点 |
| ③地域課題解決の具現性 | 5点 |
| ④先駆性・先導性 | 5点 |
| ⑤他事業への拡張性 | 5点 |
| ⑥実証実験方法の的確性 | 5点 |
| 合計 | 30点 |

(イ) 事業実施体制及び事業従事者の実績等（配点 5点）

(ウ) 過去の実績等（配点 5点）

(エ) 見積金額（配点 10点）

| 審査項目 | 配点（審査委員ごと） |
|-----------|------------|
| ①見積額の適正性 | 5点 |
| ②積算内訳の妥当性 | 5点 |
| 合計 | 10点 |

3 審査基準

(1) 企画提案の内容 (配点 30 点)

| 審査項目 | 審査内容 |
|-------------|---|
| ①取組方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 日立市の地域課題や特性を認識しているか。 ・ 第2期日立市まち・ひと・しごと創生総合戦略の考え方に沿った取組方針となっているか。 |
| ②未来技術の提案内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の趣旨や補助制度等を理解した未来技術の提案となっているか。 |
| ③地域課題解決の具現性 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域課題解決（介護サービス事業所の就業促進、産業振興等）を実現する具体の提案となっているか。 |
| ④先導性・先駆性 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 日立市の地方創生に資する先駆的かつ先導的な提案となっているか。 |
| ⑤他事業への拡張性 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療や教育、行政などの各分野での未来技術の活用など、拡張性を有しているか。 |
| ⑥実証実験方法の的確性 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係団体や地元大学等との連携による実施など、地域が一体となって課題解決に取り組む提案となっているか。 |

【審査基準】

- ・ 優れている 5 点
- ・ やや優れている 4 点
- ・ 普通 3 点
- ・ やや劣る 2 点
- ・ 劣る 1 点

(2) 事業実施体制及び事業従事者の実績等 (配点 5 点)

| 審査項目 | 審査内容 |
|-------------------|---|
| 事業実施体制及び事業従事者の実績等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業に関わる管理責任者、担当者の執行体制は妥当か。 ・ 担当者の事業実績は妥当か。 |

【審査基準】

同上

(3) 過去の実績等 (配点 5点)

| 審査項目 | 審査内容 |
|--------|--------------------------|
| 過去の実績等 | ・過去5年間の国、県、市などの主な実績があるか。 |

【審査基準】

同上

(4) 見積金額 (配点 10点)

| 審査項目 | 審査内容 |
|-----------|------------|
| ①見積額の適正性 | ・見積額は適正か。 |
| ②積算内訳の妥当性 | ・積算内容は妥当か。 |

【審査基準】

同上

4 審査上の注意点

- (1) 審査委員会の委員は、他の委員の審査に影響を及ぼすような発言や行動は慎むこと。
- (2) 審査表の記入は、点数をペン書きするものとする。訂正を要する場合は、抹消線を引き訂正後の点数を記載する。
- (3) 審査点の集計は、事務局（地域創生推進課担当職員）が行う。
- (4) 審査結果の公開は、「日立市未来技術地域社会実装推進事業プロポーザル実施要領」に基づき行うため、委員は、自らの審査内容や全体の評価結果について、他に明らかにしないこと。

以 上